

# 筑紫野市国土強靱化地域計画

令和 6 年 4 月



筑紫野市

## 目 次

### 第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨…………… 1
- 2 計画の位置付け…………… 1
- 3 計画期間…………… 2

### 第2章 筑紫野市の地域特性

- 1 筑紫野市の概況…………… 3
  - (1) 地勢…………… 3
  - (2) 地形…………… 3
- 2 社会条件…………… 4
  - (1) 人口等…………… 4
  - (2) 建築物、危険物施設等…………… 4
  - (3) 土地利用状況…………… 4
- 3 災害危険性…………… 5
  - (1) 災害の特徴…………… 5

### 第3章 強靱化の基本的な考え方

- 1 対象とする災害…………… 6
- 2 基本目標…………… 6
- 3 基本的な方針…………… 6
  - (1) 強靱化の取組姿勢…………… 6
  - (2) 取組の効果的な組み合わせ…………… 7
  - (3) 地域の特性に応じた施策の推進…………… 7

### 第4章 強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

- 1 脆弱性評価の考え方…………… 8
- 2 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定…………… 8
- 3 脆弱性の評価結果…………… 10

### 第5章 国土強靱化の推進方針

- 1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針…………… 24

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

平成23年に発生した東日本大震災では、未曾有の被害が広範囲にわたり発生し、我が国の社会・経済システムの脆弱性が明らかとなり、今後想定される大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されるとともに、これまでの復旧・復興を中心とした事後対策ではなく、平常時からの事前防災・減災の重要性が認識されることとなった。

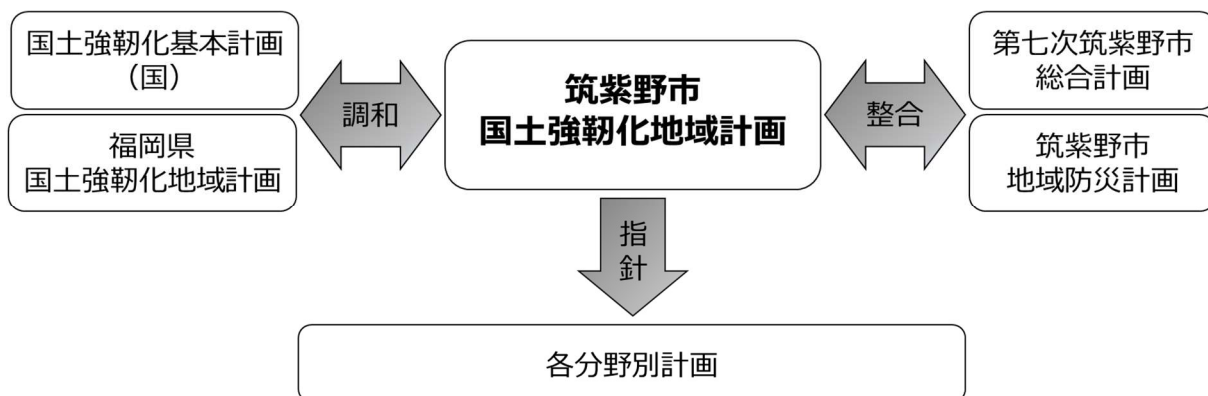
こうした中、国では、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）が施行され、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」（以下、「基本計画」という。）が閣議決定された。（平成30年12月14日、基本計画の変更について閣議決定。令和5年7月28日、新たな基本計画の変更について閣議決定）

福岡県においても、基本計画を踏まえ、いかなる自然災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な県土・地域・経済社会の構築に向けた「県土の強靱化」を推進するため、「福岡県国土強靱化地域計画」（以下、「地域計画」という。）を平成28年3月に策定し、令和元年6月に計画を改定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが整備されてきた。

本市においても、今後想定される大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、持続的な成長を実現するために、基本計画や地域計画との調和を図りながら、令和4年6月に策定した「筑紫野市国土強靱化地域計画」を改定するものである。

## 2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として作成するものであり、基本計画及び地域計画との調和を図りつつ、「筑紫野市総合計画」「筑紫野市地域防災計画」との整合を図りながら、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として、各分野別計画の国土強靱化に関する事項の指針となるものである。



### 3 計画期間

---

本計画は、令和6（2024）年度から令和9（2027）年度までの4年間の計画とする。

なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。

## 第2章 筑紫野市の地域特性

### 1 筑紫野市の概況

---

#### (1) 地勢

本市は福岡県の中央部、やや西寄りに位置し、東西 15.6 km、南北 14.1 km、総面積 87.73 km<sup>2</sup> である。地勢は西に背振山系、東に三郡山系の一部を形成し、市域中央部に平地が広がっている。中央部には平坦地ながらも分水嶺を抱えている。河川は背振山系、三郡山系に源を発する御笠川水系及び宝満川水系が市域を貫流して、博多湾、有明海へとそれぞれ注いでいる。

#### (2) 地形

本市は、東西を山地に挟まれ、おおむね市中央の低地へ向けて順次、山麓地、丘陵地、台地が形成されている。これらの地形を概観すると次のとおりである。

- ① 市東部は宝満山(標高 829m)や大根地山(標高 652m)を中心とした大～中起伏山地からなる。
- ② 市西部は権現山(標高 626m)や基山(標高 405m)を中心とした中起伏山地からなる。
- ③ 市東部本道寺及び西部の平等寺～柿ヶ久保は小起伏山地からなる。
- ④ 市東部の宮地岳(標高 338m)東方や砥上岳北方は丘陵地(起伏量 50～100m)からなる。
- ⑤ 市中央部の大部分は、沖積低地とその縁辺を取り巻くように丘陵地、台地、山麓地からなる。

大～中起伏山地は、傾斜 20°以上の比較的急峻な地形を呈し、特に宝満山山系は傾斜 30°以上の壮年期地形を形成している。③④の一部ではゴルフ場や自然公園等に利用されている。

丘陵地や台地では、比較的規模の大きな宅地開発が進んでいる。本市の台地地形は、扇状地性のものが主体を占めるが、一部では土石流扇状地面が段丘化した土石流段丘や中位段丘が認められる。また、山麓地や丘陵地上には、比較的新しい土石流発生の痕跡である土石流堆積面が残存している。この土石流堆積面は、市西部山麓地の末端や市東部の宝満川、山家川上流沿いに多くみられ、特に宝満川上流のものは規模が大きい。

沖積低地は、本市の主要河川である宝満川とその支流及び高尾川沿いに主に広がっており、古くから市街地として利用されてきている。

一方、市東部の宝満川と山家川、市西部の山口川に沿った台地及び丘陵地については、農業振興地域であり、一部ではあるが宅地化が進んでいる一方、農業の振興が図られている。

## 2 社会条件

---

### (1) 人口等

本市は、昭和 30 年 3 月 1 日、市町村合併促進法によって、二日市町、山口村、御笠村、筑紫村、山家村の 5 町村が合併し、筑紫野町となり、昭和 47 年 4 月 1 日に現行の市制を施行して以来、令和 4 年で 50 周年を迎えた。

かつては宝満川流域に沿った水田稲作を中心とした農業と江戸時代の宿駅に端を発する交通拠点としての性格を基盤として、市域を形成・発展してきた。さらに、二日市地区では、古くから名の知られた二日市温泉を中心とした商業も盛んであった。

戦後も、高度経済成長の影響により、福岡市を中心とした経済圏の中で、地勢上の特性も影響して都市化が進行し、主要交通体系は市域中央部に南北方向のものが集束する形態を取っており、国道 3 号や九州旅客鉄道、西日本鉄道の鉄道路線などが広域交通体系上の中核的役割を果たしている。鉄道は二日市－福岡間を 12 分から 30 分程度で結び、利便性の高い交通条件下にある。さらに九州の大動脈ともいえる九州自動車道筑紫野インターチェンジが位置し、北部九州における交通の要衝として重要な地位の役割を担っている。

このような恵まれた立地条件のもとで、人口は 106,589 人（令和 5 年 10 月住民基本台帳）と 10 万人を突破している。就業者の流出率は 52.5%（令和 2 年国勢調査）であり、福岡市への通勤圏であるとともに、福岡広域都市圏としての位置づけも大きく示されている。

また、本市は、太宰府市とともに「太宰府政庁」の一角として、古代より九州地方の政治・経済・外交・交通の要であり、わが国文化活動の一大拠点として重要な役割を果たしていたことから歴史的な史跡や貴重な名所旧跡が数多く点在している。

### (2) 建築物、危険物施設等

本市は、福岡都市圏拡大の影響を受けて、急速な宅地化が進んできた。近年の土地利用は、大規模な宅地開発等が山麓部まで及び、人家の土砂災害危険箇所への集積、山地・丘陵地の市街化による雨水流出の増大等、土地利用の点から種々の問題が生じている。また、市街化区域でも個々に開発が行われ、一部では、住・工混在状態が見られる。

さらに、古くからの地域では崖地に近接して家屋が建てられており、また木造家屋の密集化が散見される。このような地域では、道路も狭く防火の面で問題も多い。

危険物施設は、主に石油類の取り扱い施設が大半で、市街地を中心に合計 194 施設余りが存在する。本市は国道 3 号、九州自動車道、九州旅客鉄道・西日本鉄道等、九州の交通の大動脈が市街地を南北に走り、危険物車両等の通過も非常に多い。

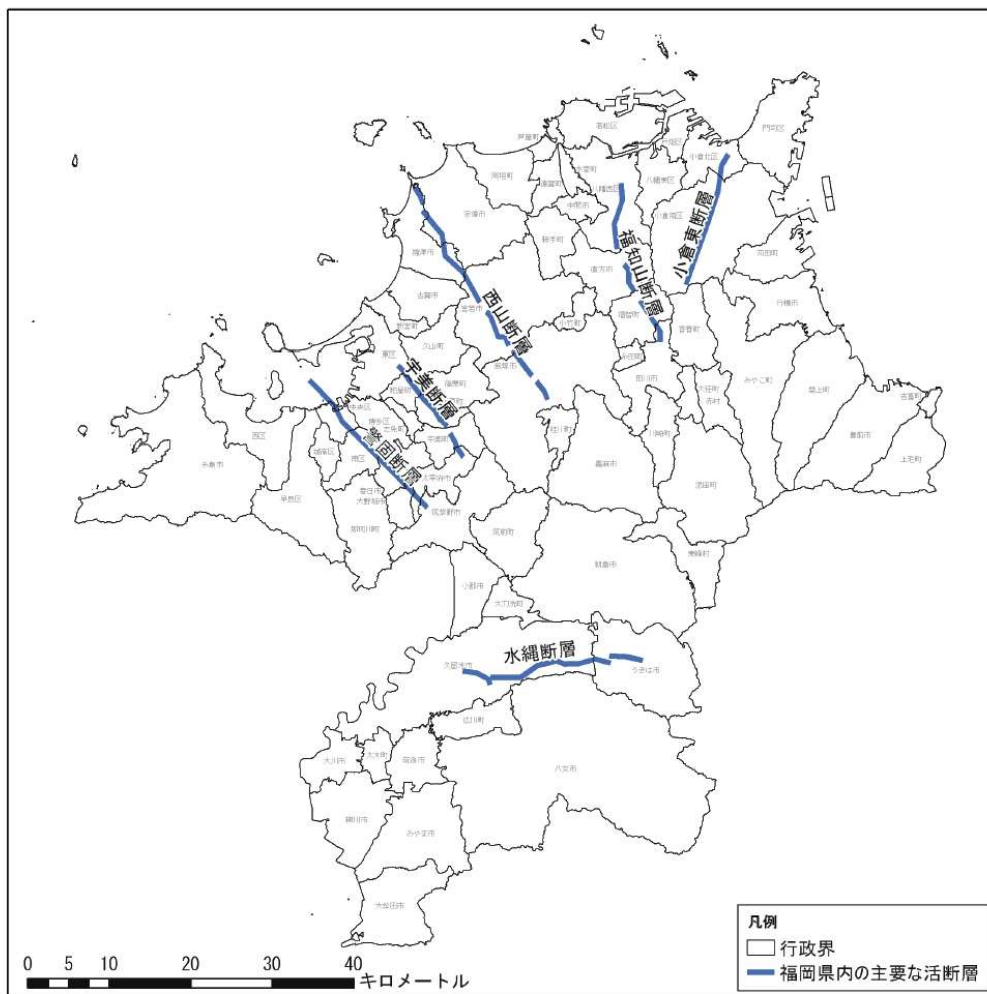
### (3) 土地利用状況

土地利用の変遷は農地が減少しているのに対して、住居地域が大幅に増加してきた。これは、福岡広域都市圏として各地（主として丘陵地や台地部）で大規模な宅地開発が進んだことによるものである。本市の土地利用は、宝満川やその支川及び高尾川沿いの平地部のみならず、丘陵部から山麓部に至るところまで住宅地等の土地利用の高度化が図られている。

### 3 災害危険性

#### (1) 災害の特徴

毎年、梅雨時期や台風期に集中豪雨が頻繁に発生しているため、河川がはん濫し、住居や商店が浸水している。豪雨に伴い、地盤がゆるくなり、がけ崩れが起こるケースが多く、土砂災害もたびたび発生している。市ではこれまでに大きな地震災害は発生していないが、市域に警固断層がのびている。



出典：福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告（平成 24 年 3 月）

## 第3章 強靱化の基本的な考え方

### 1 対象とする災害

市民生活や経済活動に影響を及ぼすリスクとしては、大規模な事故やテロ等も想定されるが、本計画では、本市における過去の災害状況及び基本計画や地域計画を踏まえ、広範囲に甚大な被害が生じる大規模な自然災害を対象とする。

#### 想定される自然災害

大規模災害全般、地震（巨大地震）、風水害、土砂災害、濁水、林野火災（フェーン）、竜巻、複合災害

### 2 基本目標

基本計画及び地域計画を踏まえ、基本目標を次のとおり設定する。

#### 基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- ③ 市民の財産と公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

### 3 基本的な方針

基本方針と地域計画との調和を図る観点から、国が基本計画で定める「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」、県が地域計画で定める「地域強靱化を推進する上での基本的な方針」に準じたこととしたうえで、地域の特性を踏まえ、以下の点に注意して地域強靱化を推進する。

#### (1) 強靱化の取組姿勢

##### ○ PDCA サイクルの実施

地域強靱化は、長期的な視野を持って計画的に取り組むことが重要であるが、一方で、大規模自然災害はいつ起こるとも知れないことから、短期的な視野に基づき、PDCA サイクル（Plan-Do-Check-Action）による進捗管理を行うことで、施策の確実な進捗を図るとともに、見直し・改善を行う。



- 「基礎体力」の向上  
災害から「防護する力」のみならず、災害に対する「抵抗力」や災害後の迅速な「回復力」を平常時から高めておくことが重要であり、地域強靱化の取組を通じて、社会・経済システムが有する「基礎体力」の向上を図る。

## (2) 取組の効果的な組み合わせ

- ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ  
防災施設の設備や耐震化等ハード対策は、対策の実施や効果の発現までに長期間を要することから、比較的短期間で一定の効果を得ることができる訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- 各主体との連携強化  
他市町村との広域連携も重要であることから、平常時から訓練等を通じて連携強化を図り、災害時の応援体制の実効性を確保する。
- 「自助」・「共助」・「公助」の適切な組み合わせと官民の連携  
行政による支援（公助）のみならず、自分の身は自分で守ること（自助）や、地域コミュニティや自主防災組織で協力して助け合うこと（共助）が不可欠であり、これらを適切に組み合わせ、官民が連携及び役割分担して一体的に取り組む。

## (3) 地域の特性に応じた施策の推進

- 施設等の効率的かつ効果的な維持管理  
公共施設等の老朽化に対応するため、耐震化を含む長寿命化計画の策定等を通じ、効率的かつ効果的な維持管理を行う。
- 地域強靱化の担い手が適切に活動できる環境の整備  
コミュニティ機能の向上を図るとともに、防災士をはじめとした地域防災を推進するリーダーの確保・育成に努め、地域強靱化を社会全体の取組として推進する。
- 女性・高齢者・子ども・障がいのある人、観光客、外国人等への配慮  
災害時にすべての住民が円滑に避難できるよう、要介護高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者の実情を含めたきめ細かな対策を講じる。また、旅行者等の一時滞在者や外国人に対しても、平常時の取組を含め、十分に配慮する。
- 自然環境が有する多様な機能（グリーンインフラ）の活用  
住み続けたいと思う本市の風景を残すため、自然環境が有する多様な機能（グリーンインフラ）の活用を考慮し推進する。

## 第4章 強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

### 1 脆弱性評価の考え方

大規模な自然災害に対する脆弱性の分析・評価は、強靱化に関する現行の施策の弱点を洗い出す非常に重要なプロセスとされている。

本市を大規模自然災害等に対し強くしなやかな地域にするため、仮に起きれば本市に致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を想定し、内閣官房国土強靱化推進室が策定した「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に基づき、脆弱性の評価を実施した。

### 2 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

基本計画や地域計画、本市の地理的条件、社会・経済的条件、災害特性等を踏まえ、6つの「事前に備えるべき目標」とその妨げとなる24の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生
		1-2	広域の河川氾濫等に起因する浸水やため池の損壊による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	消防等の被災による救助・救急活動の停滞
		2-2	被災地における医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-5	大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
		2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による機能の大幅な低下

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全
		4-2	食料等の安定供給の停滞
		4-3	有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大
		4-4	農地・森林等の被害による土地の荒廃
5	情報通信サービス、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能に起因する避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	エネルギーの長期にわたる供給停止
		5-3	上水道等の長期にわたる供給停止
		5-4	汚水処理施設等の長期にわたる機能停止
		5-5	交通インフラの長期にわたる機能停止
		5-6	防災インフラの長期にわたる機能不全
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-2	復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		6-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

### 3 脆弱性の評価結果

24 の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、本市が取り組んでいる施策について、その取組状況や現状の課題を分析するとともに、進捗が遅れている施策や新たな施策の必要性について検討し、脆弱性評価を次のとおり行った。

#### 1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1	地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生
<p>「地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生」を回避するため、住宅や公共建築物等の耐震化等を推進する必要があります。</p> <p>①住宅の耐震化</p> <p>住宅の倒壊による人的被害を防止するため、「筑紫野市耐震改修促進計画」に基づく住宅の耐震化を促進する必要があります。</p> <p>また、家具の固定など家庭や事業所における室内安全対策は、揺れから身を守るだけでなく、災害発生後の迅速な避難も可能となることから、普及啓発に取り組む必要があります。</p> <p>所有者による適切な管理が行われていない空家については、災害発生時の倒壊による道路の閉塞などが懸念されることから、「筑紫野市空家等対策計画」に基づく取り組みを推進する必要があります。</p> <p>②学校施設、公共施設の耐震化</p> <p>市役所や小中学校などの公共建築物については、特定建築物の耐震化が完了していますが、災害時の拠点として、また、避難所としての機能を有することから「筑紫野市公共施設等総合管理計画」及び「筑紫野市公共建築物長寿命化計画」等に基づき、適切な維持管理を行う必要があります。</p> <p>③病院、社会福祉施設等の耐震化</p> <p>医療機関や社会福祉施設等については、自力での避難が困難な者が多くいることなどから、医療機関や社会福祉施設と連携して施設の耐震化を促進する必要があります。</p> <p>④応急危険度判定体制の整備</p> <p>被災後の宅地の崩壊、被災建築物の倒壊や落下物等による二次災害を防止するため、被災宅地及び被災建築物の応急危険度判定を行う必要があります。</p> <p>⑤大規模盛土造成地の把握</p> <p>大規模盛土造成地マップに関して、情報提供を行う必要があります。</p> <p>⑥住環境等の整備（都市施設の整備）</p> <p>建築物が密集する市街地等については、地震時の避難路確保等を図るため、都市計画道路の整備や土地区画整理事業等による都市基盤整備、危険ブロックの撤去などを推進する必要があります。</p>	

⑦不燃化を行う区域の指定

建築基準法に基づき、屋根の不燃化及び延焼のおそれのある外壁の準防火性能化を行う区域を指定することにより、市街地における防火対策を検討する必要があります。

⑧緊急避難場所となる公園等の整備

災害時に緊急避難場所となる公園等の適切な維持管理を行う必要があります。

1-2

広域の河川氾濫等に起因する浸水やため池の損壊による多数の死傷者の発生

「広域の河川氾濫等に起因する浸水やため池の損壊による多数の死傷者の発生」を回避するため、河川改修等の治水対策を今後も国・県と連携しながら取り組むとともに、ハザードマップの市民周知に取り組む必要があります。

①激甚な水害が発生した地域等において集中的に災害対策を実施

本市に幾度も浸水被害をもたらしてきた高尾川・鷺田川については、県と連携して高尾川床上浸水対策特別緊急事業である地下河川築造工事が完了していますが、その他の河川についても河川改修等の治水対策を国・県と連携しながら取り組む必要があります。

②気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進

浸水被害が頻繁に発生する河川については、時間雨量に対する水位調査を実施し、必要に応じ河川改修等を検討するとともに、関係機関と連携した既存ダム洪水調整機能の強化を図る必要があります。また都市部における雨水の流出抑制および有効利用を進める必要があります。

③新技術等を活用した災害対策の構築

市管理河川の状況について市民に対する情報提供を行う必要があります。また被災状況を迅速かつ安全に被害状況を把握する必要があります。

④下水道による都市浸水対策

市域の浸水対策の強化を図る必要があります。

⑤洪水及び内水に対するハザードマップの作成

想定最大規模降雨に伴う洪水及び内水ハザードマップを公表し、市民に対する防災意識の普及啓発を進める必要があります。

⑥河川における水害対応タイムラインの策定

河川氾濫の際に、関係者や住民がとるべき防災行動をあらかじめ時系列で整理しておく必要があります。

⑦「水防災意識社会再構築ビジョン」の推進

「大規模氾濫減災協議会」において、「水防災意識社会の再構築」に向けた取り組みを行う必要があります。

⑧ため池の防災・減災対策

防災重点ため池については、ため池浸水想定区域に基づくハザードマップを作成・公表し、市民に対する防災意識の普及啓発を図るとともに、耐震診断や劣化度診断を実施する必要があります。

### ⑨適時適切な避難情報の発令

国の「避難情報に関するガイドライン」を踏まえた、適時適切な避難情報の発令を行う必要があります。

1-3

### 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

「大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生」を回避するため、急傾斜地崩壊対策やハザードマップの市民周知に取り組む必要があります。

#### ①激甚な土砂災害が発生した地域における再度災害防止対策の集中的実施

豪雨により激甚な被害が発生した箇所については、関係機関と連携し、再度災害防止対策を速やかに進める必要があります。

#### ②人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進

土砂災害の防止・被害の軽減を図るため、県と連携し砂防施設等（砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設）の整備を進める必要があります。

#### ③治山施設の整備

山地災害を未然に防止するため、県と連携し、治山施設整備を進める必要があります。

#### ④土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化

土砂災害ハザードマップを作成・公表し、市民に対する防災意識の普及啓発を進める必要があります。

#### ⑤適時適切な避難情報の発令【再掲 1-2】

国の「避難情報に関するガイドライン」を踏まえた、適時適切な避難情報の発令を行う必要があります。

## 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1	消防等の被災による救助・救急活動の停滞
<p>「消防等の被災による救助・救急活動の停滞」を回避するため、消防団員の確保や消防施設の整備等の消防体制の強化や自衛隊、警察等の関係機関等との連携を推進する必要があります。</p> <p><b>①消防本部・消防署の耐震化</b></p> <p>消防本部・消防署の耐震化は完了しているため、今後は、定期的な点検や老朽化対策等の適切な維持管理を行う必要があります。</p> <p><b>②常備消防の充実強化</b></p> <p>常備消防の体制・装備について、計画的な整備・更新等を進める必要があります。</p> <p>大規模災害時における緊急消防援助隊の受入れについて、消防本部と連携し、受援体制を整備する必要があります。</p> <p><b>③消防団の充実強化</b></p> <p>地域防災力の中核である消防団員の確保と装備・資機材の充実を図る必要があります。</p> <p><b>④自主防災組織の充実強化</b></p> <p>自主防災組織については、県の防災リーダー研修会等を活用するなど、組織の活性化を図る必要があります。</p>	

2-2	被災地における医療機能の麻痺
<p>「被災地における医療機能の麻痺」を回避するため、医療機関等への支援の要請や密な情報共有等を平常時から行う必要があります。</p> <p><b>①現場【急性期医療】の医療機能確保</b></p> <p>災害派遣医療チーム（DMAT）による迅速かつ適切な医療支援を受ける体制を確保する必要があります。</p> <p><b>②避難所・現場救護所の医療機能確保</b></p> <p>日本医師会災害医療チーム（JMAT）による医療支援とともに、筑紫医師会等との協定に基づく医療救護チーム等の派遣を要請できる体制を維持する必要があります。</p> <p><b>③被災地における精神科医療及び精神保健活動への協力</b></p> <p>災害派遣精神医療チーム（DPAT）による迅速かつ適切な精神科医療及び精神保健活動の支援を受ける体制を確保する必要があります。</p>	

2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
<p>「劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生」を防ぐために、避難所運営マニュアルに基づいた避難所の運営を行うとともに、避難者の健康管理や避難所の設備の充実等が求められます。</p> <p><b>①健康管理体制の構築</b></p> <p>県と連携し、保健師等による被災者の健康管理支援（感染症予防、エコノミークラス症候群の予防、ストレス性疾患の予防、栄養管理等）を行う必要があります。</p> <p>避難所での女性や子どもに対する暴力等の被害を防ぐための啓発を行う必要があります。</p> <p><b>②福祉避難所の設置・運営</b></p> <p>県が締結している協定等で必要な物資・人材の支援を受ける体制を確保するとともに、福祉避難所への避難が円滑に行われるよう指定福祉避難所へ避難が必要な要配慮者の特定を推進する必要があります。</p> <p>民間事業者等との協定締結による、福祉避難所の確保を進める必要があります。</p>	

2-4	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
<p>「被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止」を回避するため、市の備蓄品の充実を図る必要があるほか、民間事業者等との防災協定及び物資輸送等協定の締結による大規模災害時の物資調達に必要な取り組みを進める必要があります。</p> <p><b>①公助による備蓄・調達の推進</b></p> <p>災害時に避難者等に対して適切に食料・飲料水等が供給されない事態に陥らないように、「筑紫野市地域防災計画」及び「筑紫野市避難所運営マニュアル」等に基づいた市の備蓄品の整備を推進する必要があります。</p> <p>市の備蓄品等の搬出・搬入のほか、適切かつ迅速な物資の確保を行うため、物資供給事業者との連携・協力を推進する必要があります。</p> <p><b>②自助・共助による備蓄の促進</b></p> <p>食料・飲料水等の備蓄について、市民や自主防災組織等に対し、防災訓練・防災教育等を通じた普及啓発に取り組む必要があります。</p>	



2-5	大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
<p>「大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱」を回避するため、指定避難場所や協定締結避難場所の市民への周知を進める必要があります。</p> <p><b>①帰宅困難者に対する支援</b></p> <p>災害時に発生する帰宅困難者の一時滞在に協力する事業所等との協定締結を進める必要があります。</p>	

2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生
<p>「大規模な自然災害と感染症との同時発生」を回避するため、保健所等と連携し、避難所における感染症の蔓延防止対策等を推進するほか、平常時からの定期予防接種を促進させる必要がありますとともに、被災者の健康状態が悪化しないよう生活環境衛生等に配慮する必要があります。</p> <p><b>①疫病・感染症のまん延防止</b></p> <p>疾病や感染症のまん延防止のため、予防接種法に基づく臨時の予防接種を迅速に実施できるよう県や関係機関との情報共有を図る必要があります。</p>	

### 3. 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による機能の大幅な低下
<p>「行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による機能の大幅な低下」を回避するため、公共建築物の耐震化や電力供給遮断時の電力確保、市の業務継続体制の維持などに取り組む必要があります。</p> <p><b>①防災拠点となる公共施設の整備【再掲 1-1】</b></p> <p>市役所や小中学校などの公共建築物については、特定建築物の耐震化が完了していますが、災害時の拠点として、また、避難所としての機能を有することから「筑紫野市公共施設等総合管理計画」及び「筑紫野市公共建築物長寿命化計画」等に基づき、適切な維持管理を行う必要があります。</p> <p><b>②業務継続体制の確保</b></p> <p>大規模災害時には、「筑紫野市業務継続計画」に基づく災害応急対策業務や優先度の高い業務などを継続できる体制を構築するとともに、計画の改定・見直しを定期的に行い、訓練等を実施する必要があります。</p> <p><b>③各種防災訓練の実施</b></p> <p>関係機関の連携強化や市民の防災意識の高揚等を図るため、毎年度総合防災訓練を実施するとともに、市職員の災害対応力の向上を図るため、災害対策本部設置訓練等を定期的に行う必要があります。</p> <p><b>④受援体制の確保</b></p> <p>大規模災害発生時には、「筑紫野市災害時受援計画」に基づく県内外からの広域的な支援を円滑に受け入れる体制を確保する必要があります。</p> <p><b>⑤受援に係る災害対応能力の向上</b></p> <p>「筑紫野市災害時受援計画」の定期的な見直しと訓練等を実施する必要があります。</p> <p><b>⑥り災証明の迅速な発行</b></p> <p>大規模災害発生時には、り災証明書を迅速に発行できる体制を整備する必要があります。</p>	

#### 4. 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1	サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全
<p>「サプライチェーンの寸断、エネルギー供給の停止、金融サービス等の機能停止による社会経済活動の機能不全」を回避するため、市内企業等のBCP（業務継続計画）策定を促進する必要があります。</p> <p><b>①企業 BCP の策定促進</b></p> <p>緊急事態における損害の最小化と事業の継続・早期復旧のため関係機関と連携し、市内事業者に対するBCP策定の必要性や策定方法等の周知を行う必要があります。</p> <p><b>②商工業者への事業継続支援</b></p> <p>被災商工業者の事業の継続、早期再開のため、関係機関と連携し、総合的に支援を行うとともに、筑紫野市商工会が策定している「事業継続力強化支援計画」の取組に協力する必要があります。</p> <p><b>③代替性確保や信頼性を高めるための道路整備</b></p> <p>大規模災害時の多重性・代替性の機能強化を図るため、施設管理者が行う幹線道路の整備（現道拡幅・バイパス整備・局部整備等）に協力するとともに、物流上重要な道路輸送網においては、道路管理者が実施する機能強化に協力します。</p>	

4-2	食料等の安定供給の停滞
<p>「食料等の安定供給の停滞」を回避するため、農業生産力の維持安定を図る必要があります。</p> <p><b>①農業水利施設の老朽化対策</b></p> <p>農業用水利施設の劣化状況に応じた補修・更新等の施設の老朽化対策を進める必要があります。</p> <p><b>②農業用ハウスの補強</b></p> <p>近年の台風、大雨等による被害発生を踏まえ、十分な耐候性がなく、対策が必要な農業用ハウスについて、被害防止の取り組みを進める必要があります。</p>	

4-3	有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大
<p>「有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大」を回避するため、大気汚染物質、水質汚濁等状況等の常時監視等に努める必要があります。</p> <p><b>①大気汚染物質、水質汚濁等状況等の常時監視等</b></p> <p>市民の健康被害のリスク等を軽減するため、大気汚染物質、水質汚濁等の状況等について、周辺環境の調査や県と連携した監視を継続する必要があります。</p>	

4-4	農地・森林等の被害による土地の荒廃
<p>「農地・森林等の被害による土地の荒廃」を回避するため、農業の多面的機能の確保や鳥獣被害対策、適切な森林整備、農業水利施設の保安全管理を推進する必要があります。</p> <p><b>①地域における農地・農業水利施設等の保全</b></p> <p>農業・農村の有する多面的機能の発揮を促進し、担い手農家の負担軽減や集落機能の維持を図るため、農業者、地域住民等で構成される活動組織により実施される水路、農道等の保全活動を支援する必要があります。</p> <p><b>②荒廃農地対策</b></p> <p>県や農業委員会と連携し、現地調査による荒廃農地の荒廃状況、解消状況等の把握を行うとともに、荒廃農地の発生防止に努める必要があります。</p> <p><b>③森林の整備・保全</b></p> <p>森林荒廃の未然防止、森林の有する多面的機能の維持・向上を図るため、福岡県森林環境税を活用した荒廃森林整備事業等の森林整備を支援するとともに、国から譲与される森林環境譲与税を活用し、森林の現況把握、森林経営管理法に基づく森林所有者の意向調査を実施する必要があります。</p>	

**5. 情報通信サービス、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる**

5-1	<p>情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能に起因する避難行動や救助・支援が遅れる事態</p>
<p>「情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能に起因する避難行動や救助・支援が遅れる事態」を回避するため、情報通信機能の耐災害性の強化やあらゆる手段を用いた災害時の情報発信を整備するとともに、避難行動要支援者制度の充実、学校等における防災教育、防災訓練等を進める必要があります。</p>	
<p><b>①防災情報通信基盤の整備</b></p> <p>福岡県防災・行政情報ネットワークを整備して国、県、防災関係機関との情報の共有化を図る必要があります。法令に基づく情報の収集、伝達を確実に実施するため、継続的な管理、運営が求められます。</p>	
<p><b>②情報伝達手段の整備、多重化</b></p> <p>住民に確実かつ迅速に災害・防災情報を伝達するため、SNS や緊急速報メールなどによる情報伝達手段の多重化を図る必要があります。</p>	
<p><b>③多数の人が集まる場所等における避難対策</b></p> <p>大規模集客施設などにおける災害時の避難誘導體制の整備を進める必要があります。</p>	
<p><b>④指定避難所及び避難所以外避難者の支援体制</b></p> <p>発災時の指定避難所での地域住民による自主的な避難所運営に向けた避難所運営マニュアルの作成や指定避難所以外の避難者に対する支援体制を整備する必要があります。</p>	
<p><b>⑤避難行動要支援者の避難支援</b></p> <p>避難行動要支援者名簿の更新、個別避難支援計画の作成を推進する必要があります。</p>	
<p><b>⑥福祉避難所への避難体制の整備の促進</b></p> <p>要配慮者の福祉避難所への避難体制を整備する必要があります。</p>	
<p><b>⑦外国人に対する支援</b></p> <p>災害時に外国人の適時適切な避難が行われるように、情報収集手段の周知を行う必要があります。</p>	
<p><b>⑧防災教育の推進</b></p> <p>児童生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各小中学校において防災に関する学習や防災訓練を実施する必要があります。</p>	
<p><b>⑨避難行動等の教訓の広報啓発</b></p> <p>災害時に適切な避難行動につながる広報啓発を行う必要があります。</p>	
<p><b>⑩防災メール・まもるくん、防災ナビ・まもるくん、市公式SNSの運用</b></p> <p>「防災メールまもるくん」「防災ナビまもるくん」「市公式SNS」の登録者の拡大に向け、市HP、広報紙、出前講座等での周知を行う必要があります。</p>	

**⑪災害・防災情報の利用者による対策促進**

指定避難所や公共施設における非常時の電源を確保するとともに、市民、事業者等に対し、乾電池・バッテリー等の備蓄を働きかける必要があります。

**5-2 エネルギーの長期にわたる供給停止**

「エネルギーの長期にわたる供給の停止」を回避するため、電力供給遮断時の電力確保等を推進する必要があります。

**①各主体と連携したエネルギー需給の確保**

防災拠点となる市本庁舎、市が管理する避難所については非常用電源を確保するとともに、民間事業者等とのエネルギー供給に関する協定を締結する必要があります。

**5-3 上水道等の長期にわたる供給停止**

「上水道等の長期にわたる供給停止」を回避するため、上下水道施設の耐震化や水源間での融通措置についても備えておく必要があります。

**①水道施設の耐震化推進及び水道の広域連携推進**

災害時等において水道施設が被災した場合、市民生活はもとより、社会経済活動に必要不可欠な水の供給に支障をきたす恐れがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進するとともに水道水の融通供給体制について備えておく必要があります。

**②水資源の確保**

雨水貯留タンクの設置など、雨水の有効利用について促進、周知を図る必要があります。

**5-4 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止**

「汚水処理施設等の長期にわたる機能停止」を回避するため、下水道、農業集落排水施設の老朽化対策、耐震化を推進する必要があります。

**①下水道施設の耐震化**

災害時において下水道施設が被災した場合、長期間にわたる機能停止や疫病・感染症等の発生が想定されるため、下水道施設の耐震化を推進する必要があります。

**②下水道 BCP の実効性の確保**

被災した下水道施設が短時間での再開が可能となるよう下水道 BCP に基づく情報の更新と訓練を実施する必要があります。

### ③農業集落排水施設の老朽化対策

農業集落排水施設については、老朽化（供用開始後 20 年経過）した施設の機能診断を実施する必要があります。

### ④浄化槽の整備

浄化槽については老朽化した浄化槽から、災害に強く早急に復旧できる合併浄化槽への転換を促進する必要があります。

## 5-5 交通インフラの長期にわたる機能停止

「交通インフラの長期にわたる機能停止」を回避するため、道路・橋梁の耐震化を推進する必要があります。

### ①道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強

大規模災害時における道路の安全性を向上させるため、県と連携して土砂災害等の危険性が高く社会的影響が大きい箇所などは斜面崩落防止対策などの防災対策を推進する必要があります。

### ②道路橋梁の耐震補強

橋梁については、「筑紫野市橋梁長寿命化修繕計画」「筑紫野市個別施設計画【橋梁】」に基づく維持修繕を実施するとともに、地震時に重大な被害が想定される橋梁については、耐震化を進める必要があります。

### ③緊急輸送道路の整備

大規模災害時における道路ネットワークを確保するため、道路管理者と連携し、緊急輸送道路の改良整備などを進める必要があります。

### ④啓開体制の強化

各道路管理者が管理する道路の通行止めや啓開作業実施の有無等の情報を共有する必要があります。

## 5-6 防災インフラの長期にわたる機能不全

「防災インフラの長期間にわたる機能不全」を回避するため、河川改修等の治水対策や防災関連施設・設備の老朽化対策を推進する必要があります。

### ①道路施設の老朽化対策

老朽化に伴う市道の改修や舗装の更新等の整備を推進する必要があります。

## 6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
<p>「災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ」を回避するため、災害廃棄物の処理体制の整備や災害廃棄物処理等の協力体制を構築する必要があります。</p> <p><b>①災害廃棄物処理体制の整備</b></p> <p>大量に発生する災害廃棄物の処理を円滑に進め、迅速で適正な応急対策及び復旧が可能となるよう、処理体制の構築に努めるとともに、民間団体や近隣自治体との協力体制の整備を進める必要があります。</p>	
6-2	復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
<p>「復旧を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態」を回避するため、災害対応に係る人材・関係事業者の確保・育成や災害ボランティアの受け入れ体制の整備を推進する必要があります。</p> <p><b>①防災担当職員等の育成</b></p> <p>大規模災害発生時には、市の災害対応や復旧・復興に携わる職員の不足が予想されることから、国や県等が開催する研修会等への参加による職員育成の取組を継続する必要があります。</p> <p><b>②公共土木施設等の復旧・復興に係る事業者との協力関係の構築</b></p> <p>災害時に迅速かつ円滑な復旧を図るため、建設関係業者等と復旧工事・支援業務に関する連携を強化する必要があります。</p> <p><b>③地域コミュニティの活性化</b></p> <p>災害意識の向上や地域住民の共助による地域防災力の向上のため、平常時から地域コミュニティ等の活動を支援する必要があります。</p> <p><b>④災害ボランティア活動の強化</b></p> <p>筑紫野市社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの設置を含め、災害ボランティア活動を円滑に実施するための体制を整備する必要があります。</p>	



6-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
<p>「貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失」を回避するため、文化財の保護や地域コミュニティ活動の充実を図る必要があります。</p> <p><b>①地域コミュニティの活性化【再掲8-2】</b>  災害意識の向上や地域住民の共助による地域防災力の向上のため、平常時から地域コミュニティ等の活動を支援する必要があります。</p> <p><b>②被災者等支援制度の周知</b>  大規模災害発生時に被災者の生活再建に資するため、当該災害で適用される各種被災者支援については、速やかに被災者へ周知する必要があります。</p> <p><b>③貴重な文化財の喪失への対策</b>  災害発生時に速やかに文化財等にかかる被害確認や調査を実施する体制を整備するとともに、適切な時期を捉えた文化財保護運動を実施する必要があります。</p>	

6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
<p>「事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態」を回避するため、仮設住宅等の整備体制の構築を図る必要があります。</p> <p><b>①建設型応急仮設住宅の供給体制の整備</b>  県が作成した「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」に基づき災害時に必要な建設型応急仮設住宅を迅速かつ適切に提供できるよう建設可能戸数や候補地選定等、供給体制を整備する必要があります。</p> <p><b>②公的賃貸住宅や借上型応急仮設住宅の提供体制の整備</b>  被災者に対する迅速な住宅支援を行うため、公営住宅等の公的賃貸住宅及び借上型応急仮設住宅の提供について、県が作成した「災害時における住宅支援手引書」を活用し、県や関係団体との情報共有及び連携を図る必要があります。</p>	

## 第5章 国土強靱化の推進方針

### 1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

---

脆弱性評価を踏まえて、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な推進方針をまとめた。

また、個別施策の進捗状況や達成度を把握するため、重要業績評価指標（KPI）を設定した。

#### 目標 1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

##### 1-1 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

###### ①住宅、特定建築物の耐震化【建築、危機、都計】

- セミナーの開催、パンフレットの配布や「耐震診断アドバイザー派遣制度」の紹介などを通じて市民に耐震化の必要性を周知する。
- 国や県の補助制度及び優遇税制等の各種制度などの情報提供を行う。
- 「筑紫野市木造戸建て住宅性能向上改修工事等補助事業」による耐震改修費用の一部補助を行う。
- 福岡県が行う民間特定建築物への適正な指導等に協力する。
- 家具の転倒防止や屋根瓦の落下防止等の耐震対策の啓発を行う。
- 火災警報器や消火器等の住宅用防災機器の設置に関する啓発を行う。
- 地震時にブロック塀の倒壊等による人的事故を防止するため、国の方針に基づき、「筑紫野市ブロック塀等撤去費補助金」によるブロック塀等の撤去費用の一部補助を行う。

###### ②学校施設、公共施設の耐震化【教政、施設所管】

- 公共小中学校施設については体育館の非構造部材の耐震化は完了しているため、定期的な点検や老朽化対策等の適切な維持管理を行う。
- 公共建築物については、非常災害時の防災拠点としての機能等が求められている。その安全性の確保のため、「筑紫野市公共施設等総合管理計画」、「筑紫野市公共建築物長寿命化計画」に基づき、適切な維持管理を行う。その他の防災上重要な市有建築物については、必要な場合、耐震化を推進する。

###### ③病院、社会福祉施設等の耐震化【生福、高齢、こども政】

- 病院の耐震化整備やその他の設備、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、児童福祉施設等の改築や改修については、県と連携して耐震化を促進する。

###### ④応急危険度判定体制の整備【建築、土木、危機】

- 関係機関と連携し、被災宅地危険度判定士及び被災建築物応急危険度判定士の受入体制を整備する。

#### ⑤大規模盛土造成地の把握【都計】

- 県が作成した大規模盛土造成地マップに関して情報提供を行うとともに、対象地の経過観察を実施する。

#### ⑥住環境等の整備【土木、管保、建築】

- 災害に強いまちづくりを推進するため、調整池、公園等の公共施設の整備・改善の取り組みを進める。
- 所有者による適切な管理が行われていない空家については、災害発生時の倒壊や建材の飛散などが散見されることから「筑紫野市空家等対策計画」に基づき、所有者へ適切な管理を促すなどの対策を進める。

#### ⑦不燃化を行う区域の指定【都計】

- 新たな市街地の形成などの状況を踏まえ、建築基準法に基づき、屋根の不燃化及び延焼のおそれのある外壁の準防火性能化を行う区域を指定することにより、市街地における防火対策を行う。

#### ⑧緊急避難場所となる公園等の整備【管保】

- 災害時に緊急避難場所となる公園等については、適切な維持管理を行う。

### 1-2 広域の河川氾濫等に起因する浸水やため池の損壊による多数の死傷者の発生

#### ①激甚な水害が発生した地域等において集中的に災害対策を実施【土木】

- 県が実施した高尾川床上浸水対策特別緊急事業と鷺田川の河川改修により、再度の災害からの被害を防止するための施設機能強化が図られている。引き続き、県と連携し、緊急性、重要性の高い河川の改修事業に協力するとともに、周辺の流域治水の検討を行っていく。

#### ②気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進【土木、水道総務、水道工務】

- 浸水被害が頻繁に発生する河川については、時間雨量に対する水位調査を実施し、必要に応じ河川改修等を行う。
- 関係機関と連携し、県営山神ダムの洪水調整機能の強化を図る。
- 雨水の流出抑制および有効利用に寄与するため「筑紫野市雨水貯留タンク設置補助金交付要綱」による雨水貯留タンクの設置費用の一部補助を行う。

#### ③新技術等を活用した災害対策の構築【土木】

- 市管理河川に危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラの設置を検討し、市民に対して情報提供を行う。
- 被災状況を迅速かつ安全に被害状況を把握するため、ドローン導入を検討する。

#### ④下水道による都市浸水対策【水道工務】

- 市域の浸水対策の強化を図るため、雨水幹線等の整備を推進する。

#### ⑤洪水及び内水に対するハザードマップの作成【危機】

- 想定最大規模降雨に伴う洪水及び内水ハザードマップを作成・公表し、市民に対する防災意識の普及啓発を図る。

### ⑥河川における水害対応タイムラインの策定【危機】

- 河川氾濫の際に、関係者や住民がとるべき防災行動をあらかじめ時系列で整理しておく水害対応タイムラインを作成する。

### ⑦「水防災意識社会再構築ビジョン」の推進【危機】

- 「大規模氾濫減災協議会」において、「水防災意識社会の再構築」に向けた取り組みを行う。

### ⑧ため池の防災・減災対策【農政】

- 防災重点ため池 51 箇所については、浸水想定区域図に基づくハザードマップを作成・公表し、市民に対する防災意識の普及啓発を図る。
- 防災重点ため池のうち 50 箇所については劣化度診断を実施し、必要に応じて耐震診断を実施する。

### ⑨適時適切な避難情報の発令【危機】

- 国の「避難情報に関するガイドライン」を踏まえた、適時適切な避難情報の発令に努める。

## 1-3 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

### ①激甚な土砂災害が発生した地域における再度災害防止対策の集中的実施【土木】

- 豪雨により激甚な被害が発生した箇所については、関係機関と連携し、再度災害防止対策を速やかに進める。

### ②人家や公共施設等を守るための土砂災害対策の推進【土木】

- 土砂災害の防止・被害の軽減を図るため、県と連携し砂防施設等（砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設）の整備を進める。

### ③治山施設の整備【農政】

- 山地災害を未然に防止するため、県と連携し、治山施設整備に協力する。

### ④土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化【危機】

- 土砂災害ハザードマップを作成・公表し、市民に対する防災意識の普及啓発を図る。

### ⑤適時適切な避難情報の発令【危機】【再掲 1-2】

- 国の「避難情報に関するガイドライン」を踏まえた、適時適切な避難情報の発令に努める。

### 重要業績評価指標（KPI）

1-1：大規模・中規模改修進捗率（計画期間内累計）	0%（R5）⇒ 100%（R9）
1-2：浸水対策整備に関する満足度	83.5%（R4）⇒ 84.3%（R9）
1-2：防災重点ため池劣化度診断箇所数	21 箇所（R4）⇒ 50 箇所（R9）
1-3：自然災害による死者・負傷者数	0 人（R4）⇒ 0 人（R9）

**目標 2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ**

**2-1 消防等の被災による救助・救急活動の停滞**

**①消防本部・消防署の耐震化【危機】**

- 消防本部・消防署の耐震化は完了している。今後は、定期的な点検や老朽化対策等の適切な維持管理を行う。

**②常備消防の充実強化【危機】**

- 常備消防の体制・装備について、計画的な整備・更新等を進める。
- 大規模災害時における緊急消防援助隊の受入れについて、消防本部と連携し、受援体制を整備する。

**③消防団の充実強化【危機】**

- 地域防災力の中核である消防団活動の周知と、消防団員の確保に努める。
- 消防団の装備・資機材の充実を図る。

**④自主防災組織の充実強化【危機】**

- 自主防災組織については、平成 25 年度までに 82 行政区全てで設立されている。県の防災リーダー研修会等を活用し、自主防災組織の活性化を図る。

**2-2 被災地における医療機能の麻痺**

**①現場【急性期医療】の医療機能確保【危機、健推】**

- 災害派遣医療チーム（DMAT）による迅速かつ適切な医療支援を受ける体制を確保する。

**②避難所・現場救護所の医療機能確保【危機、健推】**

- 日本医師会災害医療チーム（JMAT）による医療支援を受ける体制を確保する。
- 筑紫医師会等との協定に基づき、医療救護チーム等の派遣を要請できる体制を維持する。

**③被災地における精神科医療及び精神保健活動への協力【危機、健推】**

- 災害派遣精神医療チーム（DPAT）による迅速かつ適切な精神科医療及び精神保健活動の支援を受ける体制を確保する。

**2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生**

**①健康管理体制の構築【健推、人権、こども家、施設所管】**

- 県と連携し、保健師等による被災者の健康管理支援（感染症予防、エコノミークラス症候群の予防、ストレス性疾患の予防、栄養管理等）に迅速に取り組む。
- 避難所での女性や子どもに対する暴力等の被害を防ぐための啓発を行う。

**②福祉避難所の設置・運営【危機、健推】**

- 県が締結している協定等で必要な物資・人材の支援を受ける体制を確保する。

- 福祉避難所への避難が円滑に行われるよう指定福祉避難所へ避難が必要な要配慮者の特定を推進する。
- 民間事業者等との協定締結による、福祉避難所の確保に努める。

## 2-4 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

### ①公助による備蓄・調達の推進【危機】

- 福岡県備蓄基本計画に基づき、食糧及び生活必需品等の物資を備蓄する。
- 間仕切り、簡易ベッド等、避難所生活の環境改善等のための資機材を備蓄する。
- 民間事業者等との間で、物資の供給等に関する協定を締結する。

### ②自助・共助による備蓄の促進【危機】

- 市民や事業所等による備蓄を促進するため、出前講座や広報紙等で啓発を行う。

## 2-5 大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

### ①帰宅困難者に対する支援【危機】

- 災害時に発生する帰宅困難者の一時滞在に協力する事業所等との協定締結を進める。

## 2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生

### ①疫病・感染症のまん延防止【健推】

- 疾病や感染症のまん延防止のため、予防接種法に基づく臨時の予防接種を迅速に実施できるよう県や関係機関との情報共有を図る。

### 重要業績評価指標（KPI）

2-1：火災による死者・負傷者数	3人（R4）⇒0人（R9）
2-1：消防団員数	295人（R4）⇒341人（R9）
2-2：救急医療で対応している科目数	5科目（R4）⇒5科目（R9）
2-6：麻しん・風しん予防接種を受けている市民（乳幼児・児童）の割合	96.9%（R4）⇒95.0%以上（R9）

### 目標 3. 必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による機能の大幅な低下

##### ①防災拠点となる公共施設の整備【教政、建築、施設所管】

- 災害時に防災拠点となる市本庁舎については、新耐震基準により建築・耐震化が完了している。市が所有する特定建築物の耐震化は、全て完了している。
- 公共小中学校施設については、体育館の非構造部材の耐震化は完了している。定期的な点検や老朽化対策等の適切な維持管理を行う。【再掲 1-1】
- 公共建築物については、非常災害時の防災拠点としての機能等が求められている。その安全性の確保のため、「筑紫野市公共施設等総合管理計画」、「筑紫野市公共建築物長寿命化計画」に基づき、適切な管理を行う。その他の防災上重要な市有建築物については、必要な場合、耐震化を推進する。【再掲 1-1】

##### ②業務継続体制の確保【危機】

- 大規模災害時には、「筑紫野市業務継続計画」に基づき、災害応急対策業務や優先度の高い業務などを継続できる体制を構築する。
- 業務継続計画の改定・見直しを定期的に行い、訓練等を実施する。

##### ③各種防災訓練の実施【危機】

- 関係機関の連携強化や市民の防災意識の高揚等を図るため、毎年度総合防災訓練を実施する。
- 市職員の災害対応力の向上を図るため、災害対策本部設置訓練等を定期的に変更する。

##### ④支援体制の確保【危機】

- 大規模災害発生時には、「筑紫野市災害時支援計画」に基づき、県内外からの広域的な支援を円滑に受け入れる体制を確保する。

##### ⑤支援に係る災害対応能力の向上【危機】

- 「筑紫野市災害時支援計画」の定期的な見直しと訓練等を実施する。

##### ⑥り災証明の迅速な発行【危機、生福、税務】

- 大規模災害発生時に、り災証明書を迅速に発行できるよう体制の強化を図る。

#### 重要業績評価指標（KPI）

3-1：大規模・中規模改修進捗率（計画期間内累計） 0%（R5）⇒ 100%（R9）

【再掲】

## 目標 4. 経済活動を機能不全に陥らせない

### 4-1 サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全

#### ① 企業 BCP の策定促進【商工、危機】

- 緊急事態における損害の最小化と事業の継続・早期復旧のため関係機関と連携し、市内事業者に対し、BCP 策定の必要性や策定方法等の周知を行う。

#### ② 商工業者への事業継続支援【商工、危機】

- 被災商工業者の事業の継続、早期再開のため、関係機関と連携し、総合的に支援を行う。
- 筑紫野市商工会が策定している「事業継続力強化支援計画」の取組に協力する。

#### ③ 代替性確保や信頼性を高めるための道路整備【土木、管保】

- 大規模災害時の多重性・代替性の機能強化を図るため、施設管理者が行う幹線道路の整備（現道拡幅・バイパス整備・局部整備等）に協力する。
- 物流上重要な道路輸送網においては、道路管理者が実施する機能強化に協力する。

### 4-2 食料等の安定供給の停滞

#### ① 農業水利施設の老朽化対策【農政】

- 農業用水利施設の劣化状況に応じた補修・更新等の施設の老朽化対策に取り組む。

#### ② 農業用ハウスの補強【農政】

- 近年の台風、大雨等による被害発生を踏まえ、十分な耐候性がなく、対策が必要な農業用ハウスについて、国県の事業等を活用するなど被害防止の取り組みを促進する。

### 4-3 有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大

#### ① 大気汚染物質、水質汚濁状況等の常時監視等【環境】

- 市民の健康被害のリスクを軽減するため、県と連携し、大気汚染物質、公共用水域・地下水の水質汚濁状況の情報収集や、事業者等に対する啓発等を行う。

### 4-4 農地・森林等の被害による土地の荒廃

#### ① 地域における農地・農業水利施設等の保全【農政】

- 農業・農村の有する多面的機能の発揮を促進し、担い手農家の負担軽減や集落機能の維持を図るため、農業者、地域住民等で構成される活動組織により実施される水路、農道等の保全活動を多面的機能支払交付金により支援を行う。

#### ② 荒廃農地対策【農政】

- 県や農業委員会と連携し、現地調査による荒廃農地の荒廃状況、解消状況等の把握を行うとともに、荒廃農地の発生防止に努める。



### ③森林の整備・保全【農政】

- 森林荒廃の未然防止、森林の有する多面的機能の維持・向上を図るため、福岡県森林環境税を活用した荒廃森林等の森林整備を支援する。
- 国から譲与される森林環境譲与税を活用し、森林の現況把握、森林経営管理法に基づく森林所有者の意向調査を実施する。

#### 重要業績評価指標（KPI）

4-1：商工会の会員数	1,812人（R4）⇒1,837人（R9）
4-3：公害の苦情及び相談件数（騒音・振動、悪臭）	61件（R4）⇒50件（R9）
4-4：適切に管理されている人工林の割合	53.8%（R4）⇒57.0%（R9）

## 目標5. 情報通信サービス、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

### 5-1 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能に起因する避難行動や救助・支援が遅れる事態

#### ①防災情報通信基盤の整備【危機】

- 法令に基づく情報の収集・伝達を確実に行うため「福岡県防災・行政情報通信ネットワーク」の継続的な維持・管理に協力する。

#### ②情報伝達手段の整備、多重化【危機】

- 住民に確実かつ迅速に災害・防災情報を伝達するため、SNSや緊急速報メールなどによる情報伝達手段の多重化を図る。

#### ③多数の人が集まる場所等における避難対策【危機】

- 大規模集客施設などの管理者等に対し、災害時の避難誘導體制の整備を働きかける。

#### ④指定避難所及び避難所以外避難者の支援体制【危機】

- 発災時の指定避難所での地域住民による自主的な避難所運営に向けた避難所運営マニュアルを作成し、出前講座等を通じて周知していく。指定避難所以外の避難者に対する支援体制を整備する。

#### ⑤避難行動要支援者の避難支援【危機、生福】

- 避難行動要支援者名簿の更新、個別避難支援計画の作成を推進する。

#### ⑥福祉避難所への避難体制の整備の促進【危機】

- 要配慮者の福祉避難所への避難体制を整備するとともに、市民への周知を行う。

#### ⑦外国人に対する支援【コミ推、危機】

- 災害時に外国人の適時適切な避難が行われるように、情報収集手段の周知に努める。

## ⑧防災教育の推進【学教、危機】

- 児童生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各小中学校において防災に関する学習や防災訓練を実施する。

## ⑨避難行動等の教訓の広報啓発【秘書】

- 災害時に適切な避難行動につながるよう、広報紙、ホームページ、SNSなどで広報啓発を行う。

## ⑩防災メール・まもるくん、防災ナビ・まもるくん、市公式 SNS の運用【危機】

- 「防災メールまもるくん」「防災ナビまもるくん」「市公式 SNS」の登録者の拡大に向け、市 HP、広報紙、出前講座等での周知を行う。

## ⑪災害・防災情報の利用者による対策促進【危機】

- 指定避難所や公共施設における非常時の電源確保に努める。市民、事業者等に対し、乾電池・バッテリー等の備蓄を働きかける。

## 5-2 エネルギーの長期にわたる供給停止

### ①各主体と連携したエネルギー需給の確保【危機】

- 防災拠点となる市本庁舎については非常用電源設備を整備済みである。
- 市が管理する避難所については、発電機等による非常用発電源を確保する。
- 民間事業者等とのエネルギー供給に関する協定を締結する。

## 5-3 上水道等の長期にわたる供給停止

### ①水道施設の耐震化推進及び水道の広域連携推進【水道総務、水道工務】

上水道施設災害予防計画に基づき、管路耐震化を図る。

### ②水資源の確保【水道総務、水道工務】

- 雨水の流出抑制および有効利用に寄与するため「筑紫野市雨水貯留タンク設置補助金交付要綱」による雨水貯留タンクの設置費用の一部補助を行う。【再掲 1-2】

## 5-4 汚水処理施設等の長期にわたる機能停止

### ①下水道施設の耐震化【水道工務】

- 市が管理する下水道施設については、県と連携し、計画的に耐震化を図る。

### ②下水道 BCP の実効性の確保【水道総務】

- 可能な限り短時間での再開が可能となるよう下水道 BCP に基づき、情報の更新や訓練により実行性を高めていく。

### ③農業集落排水施設の老朽化対策【水道工務】

- 農業集落排水施設については、老朽化（供用開始後 20 年経過）した施設の機能診断を実施する。

### ④浄化槽の整備【環境】

- 既存の専用住宅にて使用している単独浄化槽またはくみ取り便槽を廃止し、合併処理浄化槽を設置する（転換する）場合、浄化槽設置費用を一部補助する。

## 5-5 交通インフラの長期にわたる機能停止

### ①道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強【土木、管保】

- 大規模災害時における道路の安全性を向上させるため、県と連携して土砂災害等の危険性が高く社会的影響が大きい箇所などは斜面崩落防止対策などの防災対策を推進する。

### ②道路橋梁の耐震補強【土木、管保】

- 橋梁については、「筑紫野市橋梁長寿命化修繕計画」「筑紫野市個別施設計画【橋梁】」に基づく、維持修繕を実施し、道路網の安全性や信頼性の確保に努める。
- 地震時に重大な被害が想定される橋梁については耐震化を進める。

### ③緊急輸送道路の整備【土木、管保】

- 大規模災害時における道路ネットワークを確保するため、道路管理者と連携し、緊急輸送道路の改良整備などを進める。

### ④啓開体制の強化【管保】

- 各道路管理者が管理する道路の通行止めや啓開作業実施の有無等の情報共有に努める。

## 5-6 防災インフラの長期にわたる機能不全

### ①道路施設の老朽化対策【管保】

- 老朽化に伴う市道の改修や舗装の更新等の整備を推進する。

### 重要業績評価指標（KPI）

5-1：市からの情報提供の内容や量が十分だと思う市民の割合	88.4%（R4）⇒ 90.4%（R9）
5-1：避難場所を知っている市民の割合	84.4%（R4）⇒ 88.0%（R9）
5-3：配水管の老朽管更新率	32.1%（R4）⇒ 36.0%（R9）
5-5：道路橋健全率	97.8%（R4）⇒ 97.8%（R9）

## 目標 6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 6-1 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

#### ① 災害廃棄物処理体制の整備【環境】

- 大量に発生する災害廃棄物の処理を円滑に進め、迅速で適正な応急対策及び復旧が可能となるよう処理体制の構築に努めるとともに、民間団体や近隣自治体との協力体制の整備を進めます。

### 6-2 復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

#### ① 防災担当職員等の育成【危機】

- 大規模災害発生時には、市の災害対応や復旧・復興に携わる職員の不足が予想されることから、国や県等が開催する研修会等への参加による職員育成の取組を継続して実施する。

#### ② 公共土木施設等の復旧・復興に係る事業者との協力関係の構築【危機】

- 災害時に迅速かつ円滑な復旧を図るため、建設関係業者等と復旧工事・支援業務に関する協定を締結している。

#### ③ 地域コミュニティの活性化【危機、コミ推】

- 災害意識の向上や地域住民の共助による地域防災力の向上のため、平常時から地域コミュニティ等の活動に対して必要な支援を行う。

#### ④ 災害ボランティア活動の強化【危機、生福】

- 筑紫野市社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの設置を含め、災害ボランティア活動を円滑に実施するための体制整備を行う。

### 6-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

#### ① 地域コミュニティの活性化【危機、コミ推】【再掲 6-2】

- 災害意識の向上や地域住民の共助による地域防災力の向上のため、平常時から地域コミュニティ等の活動に対して必要な支援を行う。

#### ② 被災者等支援制度の周知【危機】

- 大規模災害発生時に被災者の生活再建に資するため、当該災害で適用される各種被災者支援をとりまとめて、速やかに被災者への周知を行う。

#### ③ 貴重な文化財の喪失への対策【文化】

- 災害発生時に速やかに文化財等にかかる被害確認や調査を実施する体制を整備する。
- 適切な時期を捉えた文化財保護運動を実施する。

## 6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

### ①建設型応急仮設住宅の供給体制の整備【危機】

- 県が作成した「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」に基づき災害時に必要な建設型応急仮設住宅を迅速かつ適切に提供できるよう建設可能戸数や候補地選定等、供給体制の整備に努める。

### ②公的賃貸住宅や借上型応急仮設住宅の提供体制の整備【危機、管財】

- 被災者に対する迅速な住宅支援を行うため、公営住宅等の公的賃貸住宅及び借上型応急仮設住宅の提供について、県が作成した「災害時における住宅支援手引書」を活用し、県や関係団体との情報共有及び連携を図る。

### 重要業績評価指標（KPI）

6-1：不法投棄された件数	57件（R4）⇒57件（R9）
6-2：NPO又はボランティア活動をしている市民の割合	9.2%（R4）⇒14.8%（R9）
6-3：市内の文化財指定件数	39件（R4）⇒41件（R9）
6-4：セーフティネットの取り組みに関する満足度	90.9%（R4）⇒91.7%（R9）

【 】内の文字は、各施策を所管する課等名を省略して記載

【秘書】：秘書広報課、【危機】：危機管理課、【管財】：管財課、【人権】：人権政策・男女共同参画課、【コミ推】：コミュニティ推進課、【税務】：税務課、【健推】：健康推進課、【こども家】：こども家庭課、【こども政】：こども政策課、【生福】：生活福祉課、【高齢】：高齢者支援課、【都計】：都市計画課、【建築】：建築課、【土木】：土木課、【管保】：管理保全課、【環境】：環境課、【農政】：農政課、【商工】：商工観光課、【水道総務】：上下水道料金総務課、【水道工務】：上下水道工務課、【教政】：教育政策課、【学教】：学校教育課、【文化】：文化財課、【スポ振】：文化・スポーツ振興課、【施設所管】：施設所管課